

政令番号334 4-ヒドロキシ安息香酸メチル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和3年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	合計
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県							1.0E+0	1.0
12	千葉県								
13	東京都							1.0E+0	1.0
14	神奈川県							3.4E+1	33.9
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県							1.0E+0	1.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							1.2E+2	118.5
24	三重県								
25	滋賀県							1.7E+1	16.9
26	京都府								
27	大阪府							1.4E+2	141.5
28	兵庫県							1.5E+2	149.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.0E+0	1.0
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県							1.0E+0	1.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国								4.7E+2	465.2